

令和4年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・ 日 時：令和4年7月15日（金）午前10時から午前10時40分まで
- ・ 場 所：向日市役所本館2階 第6会議室
- ・ 出席者：（委員）大田直史会長、野田崇委員、清水陽一委員、津島理恵委員
（説明員・事務局）水上総務部長、藤野情報政策課長、松本同課副課長、
小林同課主任
- ・ 傍聴者：なし
- ・ 議 事：報告事項
個人情報保護条例の見直し等について

<要 旨>

事務局

（報告事項）

個人情報保護条例の見直し等について

1 国の個人情報保護法 改正の背景

近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が求められており、同時に、慎重に取り扱われるべき個人情報については、その適正な管理に万全を期す必要があり、個人情報の保護と適正かつ効果的な利活用を両立させることが重要となっています。

しかし、これまで、個人情報保護に関する法令上の枠組みが、民と官、そして、国や地方公共団体ごとになっており、多様なデータの利活用における支障や、個人情報の保護水準のばらつきを生んでおりました。

そこで、今般、官と民、国や地方公共団体ごとになっていた法律「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」の3法を統合して1本の法律『個人情報保護法』とし、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律で全国的な共通ルールを設定するとともに、独立した監督機関である国の個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、及び、全ての地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視、監督することとされました。

2 向日市の個人情報保護制度の取組

向日市では、本市における個人情報の保護について、平成3年3月に「向日市電子計算組織の個人情報の保護及び管理運営に関する規則」を制定し、電子計算機で、処理する個人情報の保護に努めておりました。

一方、国では、電子政府の推進など行政機関のIT化が急速に進展する中で、「行政機関個人情報保護法」ほか関連5法案が、平成15年5月30日に公布され、公布の日から2年以内に施行されることと、されました。

本市におきましても、個人情報の利用が増大してきており、個人情報の保護の要請が強くなっている社会情勢を踏まえ、電算処理情報だけでなく、保有形態を問わず、市が管理している情報を対象とし、「行政機関個人情報保護法」との整合性を図る中で「向日市個人情報保護条例」を平成16年3月に制定し、個人情報保護制度の運用を行ってまいりました。

3 向日市の個人情報保護制度の見直しの必要性

今回の、新しい個人情報保護法では、デジタル社会の進展に伴い個人情報の有用性が高まっている社会状況にあわせて、個人情報の「保護」と「適正かつ効果的な利活用」の両立を図れるよう、国の統一的なルールが規定されています。

地方公共団体の個人情報保護についても、改正法が適用（令和5年4月から施行）されることになり、向日市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）で定める規律の大部分は、改正法に移行することになります。

本市では、これまで、現行条例に基づく個人情報保護制度を運用してまいりましたが、改正法への移行に向け、改正法で「条例で定めることとされている委任事項」を規定するなど、円滑に個人情報保護制度を運用してまいりたく考えております。

4 現行条例と（新法）個人情報保護法の違い

<法の直接適用>

新法の共通ルールが直接適用されるため、規定が法と条例とに重複して存在することは許容されません。また、本市が独自に定める規定についても、委任規定と、一定の事項について条例で定めることが許容されている事項以外は、条例で独自の規定を定めることは許容されません。

<定義の統一>

新法では、「個人情報」は、死者の情報が含まれません。また、容易照合可能性（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）が要件となります。

<収集の制限>

新法には、本人以外からの収集の制限と要配慮個人情報の収集の制

限について直接的な規定がありません。これについては、保有の制限に係る規定（法令に定める所掌事務の遂行に必要な場合に利用目的の達成に必要な範囲でのみ認められる）で同水準の保護を図ることができるとされています。

<利用及び提供の制限（制限解除の要件）>

新法（第69条）では、目的外利用等の制限解除は「相当の理由」や「特別の理由」があるときが要件となります。

これまで条例の、（収集の制限）第8条、（利用及び提供の制限）第9条、（電子計算機の結合の制限）第11条を解除するための審議会への諮問は不要となり、また、諮問を要件とする条例を定めることは許容されません。

<電算処理の制限・オンライン結合の制限>（現行条例第11条関係）

新法には、直接的な制限規定がなく、安全管理措置義務等（第66条等）を通じて安全性確保を実現するとされています。また、個人情報の流通に限り結合を禁止することは合理性を欠くとされています。

<安全管理措置義務等の対象者>

新法では、現行条例に規定のなかった再委託先の安全管理措置義務や派遣労働者の従事者義務が規定されています。

<漏えい等の報告義務、第三者への提供に係る措置等>

個人の権利利益を害するおそれの大きい漏えい等が生じた時の、個人情報保護委員会への報告と本人に対する通知が義務化されています。（第68条）

<個人情報ファイル簿の作成公表>（第75条）

これまでは、条例で、個人情報取扱事務を新たに行うときは、あらかじめ、「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、これを公表しておりましたので、ほぼ同じ趣旨の「個人情報取扱事務登録簿」の存続か、廃止について、新法の「個人情報ファイル簿」の作成・公表制度（第75条）との関係を整理する必要があります。

「個人情報取扱事務登録簿」は廃止としますが、新法で、作成と公表の対象外としている、1,000人未満等のファイルについても、漏らすことなく、要綱等で管理・運用することを考えております。

<不開示の範囲等>

現行条例と新法とでは規定のされ方が異なるものの、不開示となる範囲が実質的に変わるものではなく、現行条例及び情報公開条例によ

る取扱いとの整合を、ほぼ図ることは可能と考えています。

情報公開条例で不開示情報として定められていない情報、すなわち開示する情報として、新法では、開示請求で、開示請求者以外の個人に関する情報があるとき、その個人が公務員の場合は、公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分が、開示となっておりますが(法第78条第2項ハ)、本市の情報公開条例では(情報公開条例第6条第1項ただし書きウ)、公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分が開示となっており、新法では氏名が抜けていることから、氏名も開示する情報として、条例で定めるなど、情報公開条例との整合を図ってまいります。

<開示請求の手続等>

開示等の手続等には、例えば、次のような差異があります。

新法では、任意代理人による開示請求や郵送請求も認められます(現行条例では認めていない)。

開示等の決定期限について、新法は請求から30日以内、現行条例は14日以内と、決定までの期間が新法では長くなっていますので、現行条例の14日以内と同じになるよう、条例で定めるなど対応してまいります。

<その他開示等に係る検討事項>

共通ルール化で必然的に変わるものではありませんが、手数料(現行条例では写しの作成・送付に要する費用負担のみ)や、開示方法(現行の規則や要綱による取扱いに現実にそぐわない部分がないか)等について、情報公開条例との整合も図りながら、これまでの運用を、引き続き行うことを考えております。

<審査会への諮問や審理手続の根拠>

審査請求があったときの諮問の根拠や、審理員による審理手続が除外される根拠については、条例ではなく新法(第105条、106条)となります。

審査会につきましては、将来的に、個人情報保護審査会と情報公開審査会を1つの審査会に統合できればと考えております。

<行政機関等匿名加工情報の提供等>(第109条～123条)

新法においては、国の行政機関と同様に、地方公共団体の機関についても、行政機関等匿名加工情報制度の実施についての規定が直接適用されます。ただし経過措置により、当分の間、都道府県・指定都市以外の地方公共団体においては努力義務とされています。地方公共団体においては、令和5年春からの制度導入は任意となっています。

本市は、令和5年春から行政機関等匿名加工情報制度を導入いたしません。

<審議会の役割>

新法では、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合などにおいて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、審議会等に諮問することができるかとされています。(第129条)

現行条例による個人情報の収集、利用・提供、電算処理、オンライン結合の制限解除の意見聴取手続がなくなります。審議会への諮問を要件とする条例を定めることは許容されません。

<個人情報保護委員会との新たな関係>

委員会が行政機関等に対しても、監視（指導、助言、勧告）等を行うこととなります。(第156条～160条)

地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために、委員会に必要な情報の提供や技術的な助言を求めることができます。(第166条)

地方公共団体の長は、新法に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、委員会に届け出なければならないなどが定められています。

<罰則について>

現行条例の罰則に比べ、再委託先の業務従事者、個人情報等取扱派遣労働者が対象に加えられるなど、強化されます。

会長

それでは、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

委員

これは新しい法律と現行条例が違っている点について、現行条例をそのまま踏襲するかどうか、というところを説明していただいている、相違点を説明していただいていると考えてよろしいですね。

新法に合わせた方が、理解しやすいし、手続き上、簡単な、シンプルかなと思うのですが、あえて、現行条例を踏襲されるのは、強い理由というのがあるのですか。説明された部分もあります。

事務局

法が定められたことにより、法と条例が重なる部分と相違する部分を説明しております。現行条例と新法を比較して、例えばここが変わりますという部分がもちろんございますが、基本的に、私どもは法を守ることとなります。なお、法で「条例で定めることとされている委

任事項」の中で、我々が定めたいと思っております部分につきまして、例えば、先ほど申し上げておりました、請求があつてから、開示するまでの決定期間でありますとか、そういったところにつきましては、市民の皆様がこれまでに受けてこられた利益を後退させることになるという判断をさせていただいており、これまで14日でやってきましたので、これからも14日で回答できるようにと思っております。市民サービスの面で後退することがないように考えております。

委員 そういうことですか。はい。

会長 今回、法律と条例が重なるところがあるのですが、利活用というのが、目的に入っていますけど、今までの向日市の条例の中には、それは入っていないくて、利活用と保護を、どう統制するのか、ちょっとそこが、曖昧になりそうな感じが、今までの条例との関係でいうと、どうかなど。

 法律が上から被さってきて、条例をリセットするというふうに、担当大臣は説明したのですが、リセットされていいのかと。

 やはり独自の規定はできるだけ残す方向でというか、今のところ個人情報保護委員会が助言されるということですが、助言してもらわなくても別にいい部分もあるかなとは、ずっと長年やってきた経験から、思っています。

 今回、あまりにもドラスティブな内容になって、向日市の条例で守ろうとしてきたことも大事にして、リセットされた状況ではありますけれど、従来の趣旨を活かしていける部分はやっていただきたいなど。全般的な感想ですけど。

委員 この法改正については、個人情報保護委員会からガイドラインに加えてQ&Aまで出ていて、詳細に示されていますから、はっきり言って
地方公共団体レベルでできる話では、もはやないので、これは粛々とやるほかない。

 匿名加工情報の活用の提案については、当面様子を見るということですね。本格的に活用されれば、いろいろなことが起こるでしょうから、それを見てからご検討いただければと思います。海外では、簡単に照会できたという話がいくつもありますから。当面様子を見られるというのは、良いご判断だろうと思います。

会長 法律の施行条例という形でモデルが示されているのですね。それはそういう形でせざるを得ないのかなと思います。

委員 私は関わった年数が少ないですけど、会長がおっしゃったように、これまで市民のお声を聞いて、皆さんが考えてきたことを大切にして、独自のところで残せるところがあるなら、残していけばいいのかなと思います。

会長 条例案とかは、いつ頃までに。

事務局 今のところ、12月か3月の議会に提出を考えています。そこに合わせますと秋の内にパブリックコメントを実施するという感じで、考えております。

委員 パブリックコメントについて、他でも話題になったのですが、向日市は従来、条例案はすべてパブコメにかけておられたのですか。

事務局 基本的には、市民生活に影響するものは、かかると思います。

委員 では、これもそういう一環で。

事務局 そうですね。先ほどからご指摘をいただいております決定期間ですとか、その辺は市民生活に影響すると捉えておりますので。

委員 この方向で行くと、審議会って、何かすることが、残りますかね。

事務局 おそらく、これまで諮問させていただいて、審議いただいていたような機会はなくなるかと考えております。
ただ、今のところ具体的には想定できておりませんが、新たに地域に密接に関わることであったり、将来的に匿名加工情報を出すような話が出てきたりした時は、何をどう出すべきなのかとか、そういったことを市として判断していく時に、ご相談に乗っていただく機会が生じてくると考えております。

会長 他に質問やご意見等はありませんか。
無いようですので、以上で、本日の議事を終了します。
本日は、どうもありがとうございました。